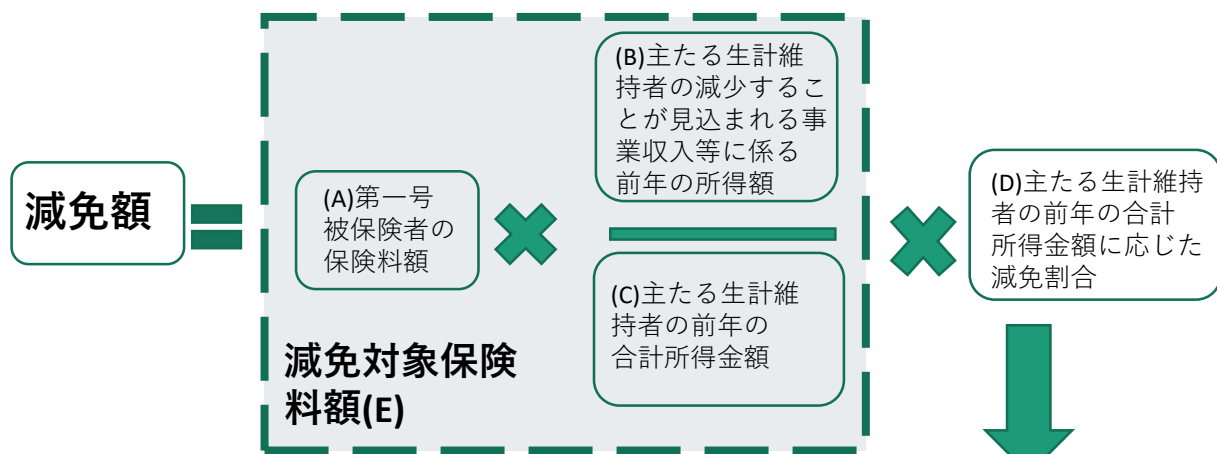


介護保険料減免額の求め方

(表面1) ②の保険料の減免に該当する場合



前年の合計所得金額 (主たる生計維持者)	減免割合(D)
210万円以下のとき	減免対象保険料額の 10分の10(全額)
210万円を超えるとき	10分の8

例：夫が67才（主たる生計維持者）、妻が63才の二世帯で、夫の年間保険料額が93,600円（第9段階）のケース 【夫は事業収入と年金収入がある場合】

要件 (1)

今年の収入見込
事業収入300万円
事業所得192万円

※夫の事業収入等が前年に比べて30%以上減少しているかの確認

300万円（今年の収入見込）
500万円（前年の収入実績）

減収見込40%
で30%を超える
ので減免対象

要件 (2)

夫の前年の
年金収入が150万円
年金所得30万円

※収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得が400万円以下のため、要件を満たしている。

【減免額の算定】

B 夫の前年の
事業収入500万円
事業所得350万円

※前年合計所得金額が210万円を超えるため、減免割合(D)は10分の8が適用されます。

夫の前年の
年金収入150万円
年金所得30万円

C 夫の前年の
合計所得金額
380万円

減免額=93,600円 × $\frac{350万円(B)}{380万円(C)} \times 0.8=68,960円$
(E) (A)

減免後の
年間保険料額 = 年間保険料額 - 減免額
24,640円 = 93,600円(A) - 68,960円(E)

☆その他の例☆

- ①主たる生計維持者の前年の事業所得が0円以下の場合・・・減免なし
- ②主たる生計維持者の所得が年金所得のみの場合・・・減免なし